

とちぎオレンジドクター登録制度について

1 目的

高齢者等が身近な医療機関において、気軽にもの忘れや認知症の相談ができ、より早い段階から適切な医療と介護のサービスを提供できる体制を整備するため、もの忘れ・認知症相談医(とちぎオレンジドクター)を設置し、地域における認知症の早期発見及び早期診断等を推進する。

2 要件

認知症サポート医養成研修修了者等で、かつ県が実施する「もの忘れ・認知症相談医向け研修」を受講できる医師

3 役割

- (1) もの忘れ及び認知症に関する相談
- (2) 認知症患者とその家族への支援
- (3) 認知症初期集中支援チームへの参加、協力
- (4) 認知症疾患医療センターとの連携 等

4 手続き等

- (1) 登録の手続き
 - ①県が実施するもの忘れ・認知症相談医向け研修を受講(開催については後日案内)→
 - ②登録の『同意書』を提出 → ③登録
- (2) 登録事項(氏名、勤務先、診療科、勤務先所在地・電話番号)に変更があった場合
→ 『とちぎオレンジドクター登録変更届』を県に提出

5 その他(登録手続き完了後)

- (1) 県ホームページ等で名簿を公表
- (2) 院内掲示用の認定プレートを配布